（民法施行法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定による改正後の民法施行法第五十七条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の非訟事件手続法（以下「旧非訟事件手続法」という。）第百四十二条に規定する公示催告手続（第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「新非訟事件手続法」という。）第百条に規定する公示催告手続とみなす。

（商法の一部改正）

第十二条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五百十八条中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百五十六条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百十四条」に改める。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　前条の規定による改正後の商法第五百十八条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百五十六条に規定する公示催告の申立てを新非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てとみなす。

（担保付社債信託法の一部改正）

第十四条　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第十五条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及び第五十七条第二項第二号」に改める。

（公証人法の一部改正）

第十五条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百六十三条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百二十一条」に改める。

（公証人法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行前に公証人法第八十一条第一項の規定による過料の処分があった場合における当該過料の執行については、なお従前の例による。

（抵当証券法の一部改正）

第十七条　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ裁判ニ対スル即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第二十一条第二号中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

第三十三条第三項を削る。

（抵当証券法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　前条の規定による改正後の抵当証券法第二十一条第二号の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定とみなす。

（無尽業法の一部改正）

第十九条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第六項中「第八百七十条（第二号）」を「第八百七十条第一項（第一号）」に改める。

（農村負債整理組合法の一部改正）

第二十条　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ十五を削る。

第二十三条ノ十六第二項中「前三条」を「前二条」に改め、同項ただし書中「第二十三条ノ十四」を「前条」に改め、同条を第二十三条ノ十五とする。

（罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正）

第二十一条　罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第六条第一項但書」を「第六条第一項ただし書」に、「乃至前条」を「から前条まで」に、「非訟事件手続法」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

第二十四条第一項中「第六条第一項但書」を「第六条第一項ただし書」に、「乃至第十七条」を「から第十七条まで」に、「対しては、即時抗告をすることができる」を「対する即時抗告は、執行停止の効力を有する」に改め、同項後段及び同条第二項を削る。

（罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　この法律の施行前に罹災都市借地借家臨時処理法第十五条から第十七条までの規定による申立てがあった場合における当該事件に係る付調停については、なお従前の例による。

（死産の届出に関する規程の一部改正）

第二十三条　死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のようにする。

第十二条中「過料」を「過料について」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第二十四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十条の四第二項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第二十五条　この法律の施行の日が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）の施行の日前である場合には、前条の規定中「第七十条の四第二項」とあるのは、「第七十条の六第二項」とする。

2　前項の場合において、改正法のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の十三第二項の改正規定中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」とあるのは、「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」とする。

（裁判所法の一部改正）

第二十六条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項第一号中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の三十七を削る。

第二百六十条の三十八第二項中「前三条」を「前二条」に、「第二百六十条の三十六」を「前条」に改め、同条を第二百六十条の三十七とする。

第二百六十条の三十九中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改め、同条を第二百六十条の三十八とする。

別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号中「第四項並びに」を削る。

（裁判官分限法の一部改正）

第二十八条　裁判官分限法（昭和二十二年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百六十三条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百二十一条」に改める。